

報告第11号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年6月5日提出

佐野市長 岡部正英

専決第10号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年2月13日に佐野市栃本町1756番地先で発生した交通事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和2年5月26日

佐野市長 岡部正英

1 損害賠償額 70,922円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の住所及び氏名



専決第10号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	交通事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和2年2月13日(木) 午後3時20分頃 場所 佐野市栃本町1756番地先
3 発生時の状況	市有自動車が県道田沼唐沢山公園線を東進していたところ、南進してきた相手方車両が交差点に進入し、市有自動車の左側を損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 70,922円
6 和解日	令和2年5月26日
7 略図	<p>The diagram illustrates the accident scene at an intersection. A road from the top leads to a '石材店' (Stone Shop). From this shop, a road turns right, where a '相手方車両' (Opponent Vehicle) is shown turning right. A '市有自動車' (Municipal Car) is shown driving east on '県道田沼唐沢山公園線' (County Road 1756). The collision point is marked with a starburst on the left side of the municipal car. Other buildings shown include a '化粧品店' (Cosmetics Shop) and a direction '至唐沢山' (To Tazawa-san). A north arrow is also present.</p>